

# 石川県公報

令和3年3月12日

第13387号(金曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

## 目次

告 示		目 次	
○石川県ゴルフ場農薬等安全使用指導要綱の一部改正 (環境政策課)	1	○入札公告 (労働企画課)	15
○石川県資源管理方針の一部変更 (水産課)	2	○県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告 (農業基盤課)	16
○令和3管理年度知事管理漁業可能量の設定並びに公表 について(くろまぐろ(小型魚)、くろまぐろ(大型 魚)及びするめいか) (同)	7	○国土調査の成果認証公告 (同)	16
○漁業法第32条第2項の規定により知事が行う助言、指 導又は勧告に関する運用指針 (同)	7	○入札公告 (教育委員会事務局)	17
○知事許可漁業の許可の基準 (同)	9	○県有財産貸付入札公告 (警察本部)	18
○一般国道の区域の変更 (道路整備課)	9	<b>選挙管理委員会</b>	
○県道の区域の変更 (同)	10	○県条例の制定又は改廃の請求及び県の事務等の監査の 請求の場合の署名者の最低数	20
○一般国道の供用の開始 (同)	10	○県議会の解散の請求並びに知事、副知事、県選挙管理 委員、監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求の 場合の署名者の最低数	20
○県道の供用の開始 (同)	10	○県議会議員の解職請求の場合の署名者の最低数	21
○道路の占用を制限する区域の指定 (同)	11	○県教育委員会の教育長又は委員の解職請求の場合の署 名者の最低数	21
<b>公 告</b>		<b>正 誤</b>	
○特定調達契約に係る入札公告 (文化振興課)	11	○令和3.3.2第13384号中	21
○大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告 (経営支援課)	13		

## 告 示

### 石川県告示第63号

石川県ゴルフ場農薬等安全使用指導要綱(平成2年石川県告示第427号)の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

令和3年3月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

第2条第2号中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改める。

第4条第1号中「水産動植物の被害防止に係る農薬登録基準(平成18年環境省告示第143号において定められているものに限る。)」を「生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準(令和2年環境省告示第31号)のうち、農薬取締法第4条第1項第6号から第9号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準(昭和46年農林省告示第346号)第3号イの基準(以下「水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準」という。)において定める基準値(」に改める。

第9条第2項中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第3条、第4条関係)

農 薬 の 成 分 名		指導指針値(mg/l)
殺虫剤	チオジカルブ	0.027
	トリクロホルン又はDEP	0.0011
	イプロジオン	1.8
	シプロコナゾール	0.3

殺菌剤	チウラム又はチラム	0.1
	チオファネートメチル	1
	トルクロホスメチル	0.93
	バリダマイシンA又はバリダマイシン	12
	ヒメキサゾール又はヒドロキシイソキサゾール	1
	ベノミル	0.2
除草剤	イマズスルフロン	2
	シクロスルファミロン	0.035
	トリクロピル	0.06
	ナプロパミド	0.3
	MC PAイソプロピルアミン塩、MC PAエチル及びMC PAナトリウム塩	0.051 (MC PAとして)

備考 排水が水道水源となる河川の取水施設の上流に排出される場合は指導指針値に1/10を乗じて得た値とする。

別記様式第1号及び別記様式第2号中「㊟」を削る。

#### 石川県告示第64号

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定により、石川県資源管理方針（令和2年石川県告示第396号）の一部を次のように変更した。

令和3年3月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

変更した箇所	変 更 後 の 内 容	
第8	第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針 特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1 さんま」から「別紙1-6 するめいか」までに、それぞれ定めるものとする。	
(別紙1-1 さんま) 第2 1(1)㉔	② 対象とする漁業 石川県に住所又は主たる事務所その他の事務所の所在地がある者がさんまを採捕する漁業	
(別紙1-2 まあじ) 第2 1(1)㉔	② 対象とする漁業 石川県に住所又は主たる事務所その他の事務所の所在地がある者がまあじを採捕する漁業	
(別紙1-2 まあじ) 第4 付表	漁 業 の 種 類	漁 獲 努 力 量
	中型まき網漁業（法第57条に基づき、石川県知事が許可する中型まき網漁業をいう。）	6（単位：許可等の件数）
	定置漁業（法第60条第3項に規定する定置漁業のうち、石川県知事の免許に基づく漁業をいう。）	63（単位：免許件数）
(別紙1-3 まいわし 対馬暖流系群) 第3 4ただし書	ただし、いずれかの知事管理区分において、当該管理期間中の漁獲量が当該知事管理区分の漁獲可能量の8割を超えている場合は、追加配分量については、県の漁獲可能量に対して配分があった時点で、ただちに当該管理区分に対して、あらかじめ石川海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた数量を配分することができることとする。	
(別紙1-4 くろまぐろ (小型魚))	(別紙1-4 くろまぐろ (小型魚)) 第1 特定水産資源 くろまぐろ (小型魚) 第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 1 石川県定置網漁業 (1) 当該知事管理区分を構成する事項	

## ① 水域

中西部太平洋条約海域（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下この別紙において同じ。）

## ② 対象とする漁業

ア 定置漁業（法第60条第3項に規定する定置漁業のうち、石川県知事の免許に基づく漁業をいう。）

イ 小型定置漁業（法第60条第5項第2号に規定する第二種共同漁業（石川県知事の免許に基づくものに限る。）及び調整規則第4条第1項第14号に掲げる漁業をいう。）

## ③ 漁獲可能期間

周年

## (2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

## ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

## ② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量等の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

## 2 石川県漁船漁業

## (1) 当該知事管理区分を構成する事項

## ① 水域

中西部太平洋条約海域

## ② 対象とする漁業

石川県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐる（小型魚）を採捕する漁業（石川県定置網漁業区分の対象とする漁業及び大臣許可漁業を除く。）

## ③ 漁獲可能期間

周年

## (2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

## ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日まで

## ② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量等の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

## 第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

## 1 管理区分への配分の基準

漁獲可能量から県の留保を除いた数量を、それぞれの知事管理区分における漁獲量規制が始まる以前の直近3年間（平成22年1月1日から平成24年12月末日まで）の漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とし、そ

それぞれの知事管理区分に配分するものとする。

## 2 県の留保

県の留保は、年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊の可能性等を勘案して定めるものとし、管理年度当初に石川県に配分される漁獲可能量のおおむね1割を留保とする。また、当該留保については、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、くろまぐろ（小型魚）の回遊状況等を踏まえ、石川海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

ただし、いずれかの知事管理区分において、当該管理期間中の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の8割を超えた場合は、ただちに当該管理区分に対して、あらかじめ石川海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた数量を、県の留保から配分することができるものとする。

## 3 管理区分間の漁獲可能量の融通

知事管理区分の間で漁獲可能量の融通を行う場合は、石川海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要となる数量を相互に融通することができるものとする。

## 4 管理年度途中における配分の基準

管理年度の途中において、国の留保からの漁獲可能量の再配分、大臣管理区分若しくは他県の知事管理区分との間の漁獲可能量の融通等が実施されることに伴って本県の漁獲可能量が変更となる場合は、石川県定置網漁業区分の漁獲可能量を変更するものとする。

## 第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし

## 第5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙1-5 くろまぐろ (大型魚))

(別紙1-5 くろまぐろ (大型魚))

## 第1 特定水産資源

くろまぐろ (大型魚)

## 第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

### 1 石川県定置網漁業

#### (1) 当該知事管理区分を構成する事項

##### ① 水域

中西部太平洋条約海域（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下この別紙において同じ。）

##### ② 対象とする漁業

ア 定置漁業（法第60条第3項に規定する定置漁業のうち、石川県知事の免許に基づく漁業をいう。）

イ 小型定置漁業（法第60条第5項第2号に規定する第二種共同漁業（石川県知事の免許に基づくものに限る。）及び調整規則第4条第1項第14号に掲げる漁業をいう。）

##### ③ 漁獲可能期間

周年

#### (2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

- ② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量等の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

## 2 石川県漁船漁業

### (1) 当該知事管理区分を構成する事項

#### ① 水域

中西部太平洋条約海域

#### ② 対象とする漁業

石川県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ（大型魚）を採捕する漁業（石川県定置網漁業区分の対象とする漁業及び大臣許可漁業を除く。）

#### ③ 漁獲可能期間

周年

### (2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

- ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

- ② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量等の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

## 第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

### 1 管理区分への配分の基準

漁獲可能量から県の留保を除いた数量を、それぞれの知事管理区分における直近3年間の漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とし、それぞれの知事管理区分に配分するものとする。

### 2 県の留保

県の留保は、年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊の可能性等を勘案して定めるものとし、管理年度当初に石川県に配分される漁獲可能量のおおむね2割を留保とする。また、当該留保については、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、くろまぐろ（大型魚）の回遊状況等を踏まえ、石川海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

ただし、いずれかの知事管理区分において、当該管理期間中の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の8割を超えた場合は、ただちに当該管理区分に対して、あらかじめ石川海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた数量を、県の留保から配分することができることとする。

### 3 管理区分間の漁獲可能量の融通

知事管理区分の間で漁獲可能量の融通を行う場合は、石川海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要となる数量を相互に融通することができることとする。

### 4 管理年度途中における配分の基準

管理年度の途中において、国の留保からの漁獲可能量の再配分、大臣管理区分若しくは他県の知事管理区分との間の漁獲可能量の融通等が実施されることに伴っ

て本県の漁獲可能量が変更となる場合は、石川県定置網漁業区分の漁獲可能量を変更するものとする。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし

第 5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙 1 - 6 するめいか)

(別紙 1 - 6 するめいか)

第 1 特定水産資源

するめいか

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 石川県知事管理漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、するめいかの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

石川県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がするめいかを採捕する漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第77条第1項第2号に掲げる小型するめいか釣り漁業及び大臣許可漁業を除く。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を石川県知事管理漁業区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

石川県知事管理漁業区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁 業 の 種 類	漁 獲 努 力 量
中型まき網漁業（法第57条に基づき、石川県知事が許可する中型まき網漁業をいう。）	6（単位：許可等の件数）
小型底びき網漁業（法第57条に基づき、石川県知事が許可する小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業）をいう。）	113（単位：許可等の件数）
定置漁業（法第60条第3項に規定する定置漁業のうち、石川県知事の免許に基づく漁業をいう。）	63（単位：免許統数）

第 5 その他資源管理に関する重要事項

該当なし

石川県告示第65号

漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第16条第1項の規定により、くろまぐろ(小型魚)、くろまぐろ(大型魚)及びするめいかに関する令和3管理年度(令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間をいう。以下同じ。)における数量を次のとおり定めた。

令和3年3月12日

石川県知事 谷本正憲

くろまぐろ(小型魚)、くろまぐろ(大型魚)及びするめいかに関する令和3管理年度における法第16条第1項に定める数量は、次のとおりとする。

第1 くろまぐろ(小型魚)

- 1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量

65.8トン

- 2 知事管理区分に配分する数量

Table with 2 columns: 知事管理区分, 配分数量. Rows: 石川県定置網漁業 (58.5トン), 石川県漁船漁業 (5.3トン)

第2 くろまぐろ(大型魚)

- 1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量

38.0トン

- 2 知事管理区分に配分する数量

Table with 2 columns: 知事管理区分, 配分数量. Rows: 石川県定置網漁業 (32.0トン), 石川県漁船漁業 (1.0トン)

第3 するめいか

- 1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量

現行水準

- 2 知事管理区分に配分する数量

Table with 2 columns: 知事管理区分, 配分数量. Row: 石川県知事管理漁業 (現行水準)

石川県告示第66号

漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第32条第2項の規定により、知事が行う助言、指導又は勧告に関する運用指針を次のとおり定め、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月12日

石川県知事 谷本正憲

第1 特定水産資源(くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)を除く。)

特定水産資源(くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)を除く。以下第1において同じ。)に係る法第32条第2項の規定による助言、指導又は勧告の運用は、次の1及び2に定めるとおりとする。

- 1 法第32条第2項第1号に掲げる場合

(1) 法第32条第2項第1号に掲げる場合において知事が行う助言又は勧告は、次の表に定めるところによる。

Table with 2 columns: 知事が当該知事管理区分において当該特定水産資源の漁獲量の総量の当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量に占める割合, 知事が当該知事管理区分において当該特定水産資源の採捕をする者に対してする助言又は勧告の内容. Row: 90パーセントを超えたとき, 当該知事管理区分における当該特定水産資源の漁獲量の急激な積み上がりを避けるような措置を実施するよう助言する。

95パーセントを超えたとき	当該知事管理区分における当該特定水産資源の漁獲量の総量が知事管理漁獲可能量を超過することを未然に防止するような具体的な管理措置を実施するよう勧告する。
---------------	---

(2) (1)の規定にかかわらず、次のア又はイに掲げる場合に該当すると知事が認めるときは、この限りでない。

ア 特定水産資源の特性及びその採捕の実態を勘案し、当該知事管理区分において当該管理年度の残りの期間に採捕する当該特定水産資源の漁獲量の値が、当該知事管理区分における知事管理漁獲可能量の残りの値を超えないと見込まれる場合

イ 当該知事管理区分における当該特定水産資源の採捕をする者の全てが同一の法第124条第1項の認定を受けた協定（以下「認定協定」という。）に参加している場合であって、当該認定協定の内容及び当該特定水産資源の採捕の実態を勘案し、当該認定協定に参加している者自らによる取組によって当該管理年度の残りの期間に当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量をを超えないと推定される相当な理由がある場合

2 法第32条第2項第2号に掲げる場合

(1) 法第32条第2項第2号に掲げる場合において知事が行う指導は、次の表に定めるところによる。

任意の特定水産資源に係る全ての知事管理区分における漁獲量の総量の当該全ての知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量の合計に占める割合	知事が当該特定水産資源に係る全ての知事管理区分のいずれかににおいて当該特定水産資源の採捕をする者に対してする指導の内容
90パーセントを超えたとき	当該特定水産資源に係る全ての知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量の超過のおそれが大きい場合に該当し、今後、法第33条第1項の規定による採捕の停止を命令する可能性があることから、当該特定水産資源の採捕を抑制するように指導する。

(2) (1)の規定にかかわらず、特定水産資源の特性及びその採捕の実態を勘案し、当該全ての知事管理区分において当該管理年度の残りの期間に採捕する当該特定水産資源の漁獲量の値が、当該全ての知事管理区分における知事管理漁獲可能量の合計の残りの値を超えないと見込まれる場合は、この限りでない。

第2 くらまぐろ(小型魚)

くらまぐろ(小型魚)(以下第2において単に「くらまぐろ」という。)に係る法第32条第2項の規定による助言、指導又は勧告の運用は、次の1及び2に定めるところとする。

1 法第32条第2項第1号に掲げる場合

(1) 法第32条第2項第1号に掲げる場合において知事が行う指導又は勧告は、次の表に定めるところによる。

知事管理区分におけるくらまぐろの漁獲量の総量の当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量に占める割合	知事が当該知事管理区分においてくらまぐろの採捕をする者に対してする指導又は勧告の内容
75パーセントを超えたとき	漁業の特性に応じた具体的な管理措置(輪番休漁等)を実施し、くらまぐろの漁獲量の急激な積み上がりを避けるよう指導する。
85パーセントを超えたとき	生存個体は放流、くらまぐろの採捕はやむを得ない混獲のみとして数量を最小限にとどめることを勧告する。

(2) (1)の規定にかかわらず、次のア又はイに掲げる場合に該当すると知事が認めるときは、この限りでない。

ア くらまぐろの特性及びその採捕の実態を勘案し、当該知事管理区分において当該管理年度の残りの期間に採捕するくらまぐろの漁獲量の値が、当該知事管理区分における知事管理漁獲可能量の残りの値を超えないと見込まれる場合

イ 当該知事管理区分におけるくらまぐろの採捕をする者の全てが同一の認定協定に参加している場合であって、当該認定協定の内容及びくらまぐろの採捕の実態を勘案し、当該認定協定に参加している者自らによる取組によって当該管理年度の残りの期間に当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量をを超えないと推定される相当な理由がある場合

2 法第32条第2項第2号に掲げる場合



(1) 法第32条第2項第2号に掲げる場合において知事が行う指導は、次の表に定めるところによる。

くろまぐろに係る全ての知事管理区分における漁獲量の総量の当該全ての知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量の合計に占める割合	知事が当該全ての知事管理区分のいずれかにおいてくろまぐろの採捕をする者に対してする指導の内容
90パーセントを超えたとき	当該全ての知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量の超過のおそれ大きい場合に該当し、今後、法第33条第2項の規定による採捕の停止を命令する可能性があることから、くろまぐろの採捕を抑制するように指導する。

(2) (1)の規定にかかわらず、くろまぐろの特性及びその採捕の実態を勘案し、当該全ての知事管理区分において当該管理年度の残りの期間に採捕するくろまぐろの漁獲量の値が、当該全ての知事管理区分における知事管理漁獲可能量の合計の残りの値を超えないと見込まれる場合は、この限りでない。

第3 くろまぐろ(大型魚)

第2の規定は、くろまぐろ(大型魚)に係る法第32条第2項の規定による助言、指導又は勧告について準用する。

第4 雑則

令和6年3月31日までの間における第1の1(1)イ及び第2の1(2)イ(第3において準用する場合を含む。)の規定の適用については、「同一の法第124条第1項の認定を受けた協定(以下「認定協定」という。)」とあるのは「同一の法第124条第1項の認定を受けた協定(以下「認定協定」という。)又は資源管理指針・計画作成要領(平成23年3月29日付け22水管第2354号水産庁長官通知)に基づき水産庁長官又は都道府県知事の確認を受けた資源管理計画(以下「資源管理計画」という。)」と、「同一の認定協定」とあるのは「同一の認定協定又は資源管理計画」と、「当該認定協定」とあるのは「当該認定協定又は当該資源管理計画」とする。

石川県告示第67号

知事許可漁業の許可の基準を次のように定める。

令和3年3月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

知事許可漁業の許可の基準

(趣旨)

第1条 漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第58条において読み替えて準用する法第42条第5項及び石川県漁業調整規則(令和2年石川県規則第42号)第11条第7項に規定する許可の基準については、この告示の定めるところによる。

(許可の基準)

第2条 漁業の許可又は起業の認可(以下「許可等」という。)をすべき船舶等及び漁業者の数が法第58条において読み替えて準用する法第42条第1項の規定により告示した許可等をすべき船舶等の数又は漁業者の数を超える場合には、次に掲げる順序に従い、許可等をする者を定めるものとする。

- (1) 許可等を受けている者で、当該許可等の有効期間の満了に伴い、同一の内容で許可等を受けようとする者
- (2) 過去に当該許可等を受けたことがある者
- (3) 当該漁業の許可を受けている漁業者の従業者であって、新たに自己の名において当該許可等を受けようとするもの
- (4) 1年に90日以上漁業を営む者

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

石川県告示第68号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり一般国道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、令和3年3月12日から同月26日まで縦覧に供する。

令和3年3月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道 路 の 区 域			関係図面の 縦覧場所	
	変 更 の 区 間	旧新別	敷地の幅員(m)		延長(m)
359号	金沢市吉原町ホ46番2地先から	旧	12.60~13.42	15.1	県央土木 総合事務所 維持管理課
	金沢市吉原町ホ45番地先まで	新	20.31~21.08	15.1	
"	金沢市吉原町ホ63番1地先から	旧	12.82~13.23	11.2	"
	金沢市吉原町ホ62番2地先まで	新	20.00~20.00	11.2	

## 石川県告示第69号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、令和3年3月12日から同月26日まで縦覧に供する。

令和3年3月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道 路 の 区 域			関係図面の 縦覧場所	
	変 更 の 区 間	旧新別	敷地の幅員(m)		延長(m)
蚊爪森本 停車場線	金沢市弥勒町口72番1地先から	旧	9.20~15.13	21.4	県央土木 総合事務所 維持管理課
	金沢市弥勒町口73番5地先まで	新	7.00~12.90	21.4	
長浦小牧線	七尾市中島町長浦壱七42番1地先から	旧	3.30~6.60	270.0	中能登土木 総合事務所 維持管理課
	七尾市中島町長浦ツ65番1地先まで	新	7.70~16.20	270.0	
柳田里線	鳳珠郡能登町字柳田夕部114番3地先から	旧	6.96~17.02	151.5	奥能登土木 総合事務所 維持管理課
	鳳珠郡能登町字柳田夕部198番2地先まで	新	7.96~41.66	151.5	

## 石川県告示第70号

次のとおり一般国道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、令和3年3月12日から同月26日まで縦覧に供する。

令和3年3月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日	関係図面の 縦覧場所
359号	金沢市吉原町へ91番地先から 金沢市吉原町ホ45番地先まで	令和3年3月12日	県央土木 総合事務所 維持管理課

## 石川県告示第71号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、令和3年3月12日から同月26日まで縦覧に供する。

令和3年3月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
蚊爪森本停車場線	金沢市弥勒町口72番1地先から 金沢市弥勒町口73番5地先まで	令和3年3月12日	県央土木総合事務所維持管理課
長浦小牧線	七尾市中島町長浦壺七42番1地先から 七尾市中島町長浦ツ65番1地先まで	〃	中能登土木総合事務所維持管理課
柳田里線	鳳珠郡能登町字柳田夕部114番3地先から 鳳珠郡能登町字柳田夕部198番2地先まで	〃	奥能登土木総合事務所維持管理課

### 石川県告示第72号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。  
なお、その関係図面は、令和3年3月12日から同月26日まで縦覧に供する。

令和3年3月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

#### 1 道路の種類、路線名、占用を制限する区域及び関係図面の縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	関係図面の縦覧場所
一般国道	359号	金沢市吉原町へ91番地先から 金沢市吉原町ホ45番地先まで	県央土木総合事務所維持管理課

#### 2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

#### 3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

#### 4 占用の制限の開始の期日

令和3年3月12日

## 公 告

### 特定調達契約に係る入札公告

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）に規定する特定調達契約に係る一般競争入札を実施する。

令和3年3月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

#### 1 調達内容

##### (1) 調達役務の名称及び数量

石川県立図書館第二期新システム（その2）ネットワーク構築業務委託 一式

##### (2) 調達役務の仕様等

入札説明書等による。

##### (3) 履行期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

##### (4) 履行場所

仕様書による。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県の指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (3) 令和2年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和2年石川県告示第119号）に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。
- (4) 当該業務の仕様の内容の全部を第三者に委任し、又は請け負わせることなく履行できる者であること。
- (5) 建設業法（業種22電気通信工事業）の許可を受けていること。
- (6) ISO9001マネジメントシステムの登録を受けていること。（適用範囲はシステムインテグレーションサービス、システム設計）
- (7) ISO/IEC27001マネジメントシステムの登録を受けていること。
- (8) 平成28年4月1日から令和3年3月31日までに、国または地方公共団体発注の無線アクセスポイント数40以上のネットワーク構築（設計、構築、試験工程を含む）に関する案件を受注し履行した実績があること。また、履行した実績が証明できる者であること。

3 入札説明書等の配布方法等

(1) 配布期間

令和3年3月12日（金）から同年4月21日（水）午前10時まで

(2) 配布方法

以下の石川県ホームページよりダウンロードすること。

[https://www.pref.ishikawa.lg.jp/library\\_seibi/newlib-sys2\\_2.html](https://www.pref.ishikawa.lg.jp/library_seibi/newlib-sys2_2.html)

4 入札参加資格の申請等

(1) 提出書類

入札説明書に示すとおり。

(2) 提出方法

郵送（書留郵便とし、受領期限内必着とする。）

(3) 受領期限

令和3年4月7日（水）午後1時

(4) 提出場所

5(4)に示す場所

5 入札書の提出場所等

(1) 提出方法

郵送（書留郵便とし、受領期限内必着とする。）

(2) 受領期限

令和3年4月21日（水）午前10時

(3) 開札日時

令和3年4月21日（水）午前10時

(4) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地（行政庁舎10階）

石川県県民文化スポーツ部文化振興課新図書館整備推進室

電話番号 076-225-1346

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金  
免除
- (3) 無効の入札書  
この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札参加資格の申請等を行わない者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。
- (4) 契約書の要否  
要
- (5) 落札者の決定方法  
石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (6) 入札説明会  
実施しない。
- (7) 入札に係る質問等  
入札説明書に示すとおり。
- (8) 手続における交渉の有無  
無
- (9) その他  
詳細は、入札説明書及び仕様書による。

## 7 Summary

- (1) Item and quantity of service requested  
Ishikawa prefectural library the secondary total information system (Part2) 1 Set
- (2) Deadline for Execution  
31 March 2022
- (3) Time limit of tender  
10:00 a.m 21 April 2021
- (4) Language and currency used in the contracting procedure  
The language and currency used in the contracting procedure shall be Japanese and Japanese currency.
- (5) Contact details  
New Library Planning Office, Ishikawa Prefectural Government  
1-1 Kuratsuki Kanazawa 920-8580 Japan TEL (076) 225-1346

### 大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による大規模小売店舗に関する意見の概要は、次のとおりである。

令和3年3月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオンモール新小松  
小松市清六町315番地
- 2 届出の内容及び届出の公告の日  
内容 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名、大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
公告日 令和2年9月8日
- 3 市町の意見の概要  
市町名 小松市  
意見の概要 意見なし
- 4 居住者等の意見の概要  
居住者等の意見なし

- 5 意見の縦覧場所  
石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

- 6 意見の縦覧期間  
令和3年3月12日から同年4月12日まで
- 

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
クスリのアオキとうりき店  
金沢市東力4丁目45番地 計3筆

- 2 届出の内容及び届出の公告の日  
内容 大規模小売店舗の名称及び所在地、大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名、大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
公告日 令和2年9月29日

- 3 市町の意見の概要  
市町名 金沢市  
意見の概要

- (1) その他の事項  
届出内容について、特に問題点は見られないが、関係法令等を遵守するとともに、今後とも周辺地域の生活環境の保持について適切な対応を図るよう努められたい。

- 4 居住者等の意見の概要  
居住者等の意見なし

- 5 意見の縦覧場所  
石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

- 6 意見の縦覧期間  
令和3年3月12日から同年4月12日まで
- 

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
クスリのアオキとうりき店  
金沢市東力4丁目45番地 計3筆

- 2 届出の内容及び届出の公告の日  
内容 大規模小売店舗内の店舗面積の合計、駐車場の位置及び収容台数、荷さばき施設の位置及び面積、廃棄物等の保管施設の位置及び容量、大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻、来客が駐車場を利用することができる時間帯、荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
公告日 令和2年9月29日

- 3 市町の意見の概要  
市町名 金沢市  
意見の概要

- (1) その他の事項  
届出内容について、特に問題点は見られないが、関係法令等を遵守するとともに、今後とも周辺地域の生活環境の保持について適切な対応を図るよう努められたい。

- 4 居住者等の意見の概要  
居住者等の意見なし

- 5 意見の縦覧場所  
石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

- 6 意見の縦覧期間  
令和3年3月12日から同年4月12日まで
-

## 入札公告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和3年3月12日

石川県知事 谷本正憲

## 1 一般競争入札に付する事項

## (1) 委託業務名

石川障害者職業能力開発校給食業務委託

## (2) 業務内容

仕様書等による。

## (3) 委託期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）及び平成12年度以降石川県が発注する建築物の管理業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成11年石川県告示第653号）に基づき、令和2年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの契約に係る入札参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 県の指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

## 3 入札者に要求される義務

入札者は、入札参加資格確認申請書を提出しなければならない。入札参加資格確認申請書には、次に示す事項について証明する書類を添えて令和3年3月18日（木）までに5(1)の提出場所に提出すること。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(1) 仕様書に定められる業務内容を公正かつ的確に遂行し得る者であること。

(2) 国又は地方公共団体が発注した各種委託業務を受注し、又は履行した実績を有し、この委託業務の履行が可能であると認められる者であること。

## 4 入札参加資格の確認結果の通知

確認結果の通知は、令和3年3月22日（月）までに入札参加資格確認結果通知書の郵送等により行う。

## 5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、仕様書及び入札参加資格確認申請書の交付場所並びに問合せ先

〒921-8836 野々市市末松2丁目245番地

石川障害者職業能力開発校 庶務課 電話番号 076-248-2235

(2) 仕様書等の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札書の受領期限

令和3年3月26日（金）午前11時（郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出

場所とする。)

(4) 開札の日時及び場所

令和3年3月26日(金) 午前11時10分 石川障害者職業能力開発校 会議室

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の110分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加者は、入札当日、入札参加資格確認結果通知書を提示すること。
- (2) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。
- (3) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

9 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加資格の確認手続等を行わない者、入札に関する注意事項を遵守しない者及び入札心得に違反した者のした入札は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除

県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を変更したので、その関係書類を令和3年3月15日から同年4月12日まで縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、土地改良法第88条第6項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として(訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。)、計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和3年3月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

地区名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧場所
寺五地区	県営ほ場整備事業 (耕作放棄地防止型)	県営土地改良事業変更計画書の写し	能登町農林水産課

国土調査の成果認証公告

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和3年3月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
小松市	平成26年4月25日から 平成29年3月31日まで	小松市(符津町1)の地籍 図及び地籍簿	符津町の一部	令和3年3月12日



中能登町	平成27年4月21日から 令和2年3月31日まで	中能登町(一青Ⅲ)の地籍 図及び地籍簿	一青、黒氏及び末坂の 各一部	〃
	平成29年8月25日から 令和2年3月31日まで	中能登町(東馬場Ⅲ、最勝 講Ⅰ)の地籍図及び地籍簿	最勝講、東馬場及び西 馬場の各一部	〃
	令和元年9月6日から 令和2年3月31日まで	中能登町(能登部Ⅶ-2)の 地籍図及び地籍簿	能登部下及び徳丸の各 一部	〃

## 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和3年3月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

### 1 一般競争入札に付する事項

(1) 委託業務名

石川県立金沢中央高等学校夜間給食業務委託

(2) 業務内容

仕様書等による。

(3) 委託期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)及び平成12年度以降石川県が発注する建築物の管理業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成11年石川県告示第653号)に基づき、令和2年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの契約に係る入札参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 県の指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

### 3 入札者に要求される義務

入札者は、入札参加資格確認申請書を提出しなければならない。入札参加資格確認申請書には、次に示す事項について証明する書類を添えて令和3年3月23日(火)までに5(1)の提出場所に提出すること。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(1) 仕様書に定められる業務内容を公正かつ的確に遂行し得る者であること。

(2) 国又は地方公共団体が発注した各種委託業務を受注し、又は履行した実績を有し、この委託業務の履行が可能であると認められる者であること。

### 4 入札参加資格の確認結果の通知

確認結果の通知は、令和3年3月25日(木)までに入札参加資格確認結果通知書の郵送等により行う。

## 5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、仕様書及び入札参加資格確認申請書の交付場所並びに問合せ先  
〒921-8042 金沢市泉本町6丁目105番地  
石川県立金沢中央高等学校 事務室 電話番号 076-243-2166
- (2) 仕様書等の交付方法  
(1)の交付場所において交付
- (3) 入札書の受領期限  
令和3年3月29日(月)午前11時(郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。)
- (4) 開札の日時及び場所  
令和3年3月29日(月)午前11時10分 石川県立金沢中央高等学校 会議室

## 6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 7 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## 8 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加者は、入札当日、入札参加資格確認結果通知書を提示すること。
- (2) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。
- (3) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

## 9 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加資格の確認手続等を行わない者、入札に関する注意事項を遵守しない者及び入札心得に違反した者のした入札は、無効とする。

## 10 契約書作成の要否

要

## 11 入札保証金及び契約保証金

免除

## 12 その他

詳細は入札説明書による。

---

 県有財産貸付入札公告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和3年3月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名  
自動販売機設置に係る県有財産貸付
- (2) 貸付する施設及び貸付面積並びに販売品目

物件番号	施設名 施設場所	所在地	財産区分	貸付面積	販売品目 (詳細)
1	運転免許センター 1階待合室自動販売機コーナー	金沢市東蚊爪町2丁目1番地	建物	1.25㎡	食品 (パン)
2	金沢中警察署 1階自動販売機コーナー	金沢市下本多町六番丁15番地1	建物	1.10㎡	食品 (パン・カップ麺・菓子)

3	金沢東警察署 1階自動販売機コーナー	金沢市元町2丁目15番1号	建物	1.15㎡	食品 (パン・カップ麺・菓子)
4	白山警察署 3階食堂・情操教室	白山市倉光九丁目11番地1	建物	1.25㎡	食品 (パン・カップ麺・菓子)
5	運転免許センター 1階待合室自動販売機コーナー	金沢市東蚊爪町2丁目1番地	建物	1.15㎡	飲料 (紙カップ)
6	運転免許センター 1階待合室自動販売機コーナー	金沢市東蚊爪町2丁目1番地	建物	1.15㎡	飲料 (紙カップ)
7	運転免許センター 1階待合室自動販売機コーナー	金沢市東蚊爪町2丁目1番地	建物	1.15㎡	飲料 (紙パック)
8	白山警察署鶴来庁舎 1階職員玄関室	白山市月橋町644番地	建物	1.10㎡	飲料 (缶・ビン・ペットボトル)

## (3) 貸付期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

## (4) 入札方法

単独方式 物件ごとにそれぞれ入札に付すもの

## (5) 入札価格

入札価格は貸付期間中の貸付料の総額とする。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てたものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札日時

令和3年3月22日(月) 午前10時

## 3 開札日時

入札後即時開札

## 4 入札及び開札の場所

金沢市鞍月1丁目1番地 石川県警察本部庁舎6階602会議室

## 5 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、令和2年度の競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

(3) 石川県暴力団排除条例(平成23年石川県条例第20号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)ではないこと及び以下に該当しない者であること。

ア 役員等(申込者が個人である場合にはその者を、申込者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が、条例第2条第3号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である者

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(4) 指名停止措置を受けている者でないこと。

(5) 法人にあっては県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては県内で事業を営んでいる者であること。

(6) 自動販売機の設置業務について、過去3年間に2年以上自ら管理・運営している実績を有している者であること。

と。

6 契約の条項を示す場所等

- (1) 契約内容に関する事項  
入札案内書に記載のとおり
- (2) 入札案内書の交付場所  
石川県警察本部警務部会計課管財係  
金沢市鞍月1丁目1番地 石川県警察本部庁舎4階  
電話番号 076-225-0110 (内線2274)

7 入札参加申込の方法

- (1) この入札に参加を希望する者は、入札案内書に示す一般競争入札参加申込書兼県有財産借用願書及び添付書類を(2)の受領期限までに、6(2)の場所に持参し、又は簡易書留により送付しなければならない。
- (2) 受領期限  
令和3年3月19日(金)午後5時(簡易書留の場合は受領期限内必着とする。)

8 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金  
免除
- (2) 入札の無効  
この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札参加申込みを行わなかった者の提出した入札書その他入札案内書に示す無効の入札に掲げる入札書は、無効とする。
- (3) 落札者の決定方法  
石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格以上の価格で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 貸付料の納入  
貸付料は落札価格とし、各年度当初に、県が発行する納入通知書により、毎年度4月末日までに納入する。ただし、借受人の申し出により、年2回(4月末日及び10月末日)の分割納入をすることもできる。
- (5) その他の事項  
詳細は、入札案内書による。
- (6) 問合せ先  
石川県警察本部警務部会計課管財係  
金沢市鞍月1丁目1番地 石川県警察本部庁舎4階  
電話番号 076-225-0110 (内線2274)

## 選挙管理委員会

### 石川県選挙管理委員会告示第12号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数(県条例の制定又は改廃の請求及び県の事務等の監査の請求の場合の署名者の最低数)は、次のとおりである。

令和3年3月12日

石川県選挙管理委員会

18,972人

### 石川県選挙管理委員会告示第13号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1(その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)の数(県議会の解散の請求並びに知事、副知事、県選挙管理委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数)は、次のとおりである。

令和3年3月12日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

218,573人

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 14 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項の規定による各選挙区別の選挙権を有する者の総数の3分の1(その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)の数(県議会議員の解職請求の場合の署名者の最低数)は、次のとおりである。

令和3年3月12日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

選 挙 区 名	最 低 署 名 者 数
金 沢 市 選 挙 区	125,552人
七 尾 市 選 挙 区	14,698人
小 松 市 選 挙 区	29,520人
輪 島 市 選 挙 区	7,598人
珠 洲 市 鳳 珠 郡 選 挙 区	11,448人
加 賀 市 選 挙 区	18,612人
羽 咋 市 羽 咋 郡 南 部 選 挙 区	9,834人
か ほ く 市 選 挙 区	9,874人
白 山 市 選 挙 区	31,157人
能 美 市 能 美 郡 選 挙 区	15,035人
野 々 市 市 選 挙 区	14,446人
河 北 郡 選 挙 区	17,687人
羽 咋 郡 北 部 選 挙 区	5,767人
鹿 島 郡 選 挙 区	4,971人

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 15 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1(その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)の数(県教育委員会の教育長又は委員の解職請求の場合の署名者の最低数)は、次のとおりである。

令和3年3月12日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

218,573人

正 誤

令和3年3月2日発行の石川 県 公 報 第 13384 号 中、正誤次のとおり

ページ	件 名	誤	正
3	石川 県 告 示 第 55 号	石川 県 水 防 施 設 整 備 事 業 補 助 金 交 付 金 要 綱	石川 県 水 防 施 設 整 備 事 業 補 助 金 交 付 要 綱

